

重 要

奨学金返還のてびき



公益財団法人 島根県育英会

〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階

TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089

URL <https://www.shimane-ikuei.or.jp>

メールアドレス info@shimane-ikuei.or.jp

返還が完了するまで大切に保管し、利用してください。
奨学金は貸与されたものです。最後まで責任をもって返還しましょう。

貸与奨学金返還確認票の貼付

目 次

I	奨学金の返還	1
1	奨学金の返還方法	1
	(1) 割賦方法・返還期日	
	(2) 割賦金	
2	奨学金の返還	1
	(1) 取扱金融機関	
	(2) 加入手続き	
	(3) 口座振替の手数料	
	(4) 記入方法	
	(5) 振替用口座の変更	
3	本人・第一連帯保証人・第二連帯保証人の住所・電話番号・勤務先等の変更	2
	(1) 勤務先（変更）届	
	(2) 奨学金返還者異動届（電話番号を含む）	
4	第一連帯保証人・第二連帯保証人の変更	3
5	繰上返還	3
6	育英会からのお知らせ	3
	(1) 口座振替及び返還についてのお知らせ	
	(2) 返還完了のお知らせ	
7	返還を延滞した場合	4
8	返還猶予	4
9	返還の免除	4
10	返還金一部免除の特例	5
11	返還金の助成制度	5
12	時効更新の効力	5
II	貸与奨学金返還確認票の確認	5
III	規程等	
	島根県育英会奨学金貸与規程	10
	定住促進のための奨学金返還額の一部免除取扱要綱	19
	島根県奨学金返還助成制度取扱要綱	23

I 奨学金の返還

公益財団法人鳥根県育英会（以下「育英会」という）の奨学金は必ず返還する義務があり、その返還金は、後輩の奨学金として直ちに利用する仕組みになっています。

一人ひとりが奨学生としての責任を果たすことにより、初めて成り立つこの制度の仕組みを理解していただき、必ず約束どおりに返還してください。

なお、てびきの記載内容は変更される場合があります。最新の内容は、育英会のホームページ等で確認してください。

1 奨学金の返還方法

(1) 割賦方法・返還期日

ア 割賦方法

返還誓約書で選択しています。返還誓約書で決めた割賦方法は原則として変更できません。

イ 返還期日

貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に終了した場合は10月）から返還開始となります。返還期日は20日です。以降、指定した返還方法に基づいて振替用口座から引き落とします（2頁参照）。

ウ その他

20日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

(2) 割賦金

振替日に口座から引き落とされる金額です。

2 奨学金の返還

奨学金の返還は、口座振替（引き落とし）により行います。

(1) 取扱金融機関

ゆうちょ銀行、山陰合同銀行、鳥根銀行、しまね信用金庫、鳥根中央信用金庫、日本海信用金庫、西中国信用金庫。

※そのほかの金融機関では取り扱っていません。

(2) 加入手続き

振替口座の登録手続きを行います。返還誓約書提出時に加入手続きをお願いしています。（同封の貸与奨学金返還確認票で確認してください。）その後、名義変更等異動事項がありましたら、直ちに育英会（☎0852-28-1981）まで連絡をしてください。

(3) 口座振替の手数料

口座振替の手数料は奨学生本人負担となっています。返還期日に割賦金とあわせて振り替えます。振替手数料は、消費税を含め次のとおりです。

ゆうちょ銀行	33円	山陰合同銀行	55円
島根銀行	55円	しまね信用金庫	52円
島根中央信用金庫	52円	日本海信用金庫	52円
西中国信用金庫	52円		

(毎月10,000円の割賦金をゆうちょ銀行で返還の場合は、10,033円が口座から引き落としとなります。)

ただし、手数料は状況により変更になる場合があります。育英会のホームページ等で確認してください。

(4) 記入方法

記入にあたっては、6頁の資料1を参照してください。

【記入上の注意】

- ① 振替口座は、奨学生本人のものとし、奨学金は奨学生本人に貸与されていますので、奨学生本人が育英会に対して返還する義務を負っています。したがって、延滞があった場合には、奨学生本人に対して督促等が行われます。
- ② 預(貯)金口座振替依頼書は3枚複写式になっています。記入欄を漏れのないように記入し、印鑑は1枚目、2枚目、3枚目ともに押印してください。
- ③ 記入後は3枚とも育英会に提出してください。

(5) 振替用口座の変更

金融機関、口座番号等を変更する場合は、改めて申込手続きを行う必要があります。育英会(☎0852-28-1981)まで連絡をしてください。手続き後、新口座からの振替日を通知します。新口座からの振替が開始されるまでは、旧口座から引き落としますので解約をしないでください。

なお、新口座への変更は、手続きに1～2か月程度かかります。

3 本人・第一連帯保証人・第二連帯保証人の住所・電話番号・勤務先等の変更

住所・電話番号等に変更があった場合は速やかに届け出てください。届け出がない場合、育英会からの重要な通知が届かなくなり、延滞金が賦課される原因になる等、大変不利益なことも生じます。

(1) 勤務先(変更)届

様式は7頁

(2) 奨学金返還者異動届(電話番号を含む)

様式は8頁

変更の届け出は郵送で受け付けます。奨学生本人等各自が自筆で記入してください。字を消すことができたり、時間の経過により字が消えるボールペン及び朱肉を使用しない印(スタンプ印等)は使用できません。

変更事項に応じて、添付していただく書類があります。(いずれも発行から3か月以内のもの)

本人の住所変更	住民票抄本又は印鑑登録証明書
本人・第一連帯保証人・第二連帯保証人の氏名変更	戸籍抄本又は個人事項証明書
第一連帯保証人・第二連帯保証人の住所変更	印鑑登録証明書

【記入上の注意】

- ① 「借用金額」、「日付」、「本人」欄は必ず記入・押印してください。
- ② 本人欄の住所は、住民票又は印鑑登録証明書に記載されている住所を記入してください。
奨学生本人が20歳未満の場合は住民票（認印可）又は印鑑登録証明書（実印）を添付、20歳以上の場合は印鑑登録証明書（実印）を添付してください。
- ③ 第一連帯保証人は、奨学生本人と連帯して返還の責任を負う人です。原則として本人の父母又はこれに代わる独立の生計を営む成年者です。
奨学生本人が未成年の場合は、その親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）で未成年及び学生でないこと、債務整理中（破産等）でないこと、の条件を満たす必要があります。
- ④ 第二連帯保証人は、奨学生本人と連帯して返還の責任を負う人です。第一連帯保証人と別生計で、独立した生計を営み、奨学生採用年度の4月1日時点で65歳以下の方をえらんでください。島根県内・県外は問いませんが、未成年及び学生でないこと、債務整理中（破産等）でないこと、の条件を満たす必要があります。
- ⑤ 親権者欄は、記入日現在、奨学生が20歳未満の場合には記入してください。親権者が2人の場合は、2人とも記入の必要があります。民法で定められた後見人がいる場合には、後見人の方が自署・押印してください。
- ⑥ 訂正をする場合には、該当箇所には二重線を引き、訂正印（各欄それぞれの印）を押し、訂正してください。
修正液での訂正は認められません。不明な点は育英会（☎0852-28-1981）までお問合せください。

4 第一連帯保証人・第二連帯保証人の変更

育英会（☎0852-28-1981）までお問合せください。

5 繰上返還

全額又は一部を繰り上げて返還することができます。希望するときは育英会（☎0852-28-1981）に連絡してください。

6 育英会からのお知らせ

(1) 口座振替及び返還についてのお知らせ

口座振替の手続きが金融機関と完了後、返還の明細をお知らせします。（預（貯）金口座

振替依頼書の本人控同封) 振替開始月、振替口座等を必ず確認し、振替日に残高不足で振替不能にならないよう注意してください。この「島根県育英会奨学金の返還明細」は、29頁の所定欄に貼り付け、返還が完了するまで大切に保管してください。

(2) 返還完了のお知らせ

返還が完了したときは、そのことを奨学生本人に通知するとともに、提出されていた奨学金返還誓約書(借用証書)をお返しします。

7 返還を延滞した場合

口座の残高不足により請求額を引き落とすことができなかつたときは、翌月の振替日に当月分と合わせて引き落とします。奨学金の返還を滞納した場合は、状況に応じて督促、弁護士等に委託するほか、訴訟等の法的措置がとられます。

8 返還猶予

様式は9頁

(1) 大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の専門課程に在学している場合、在学している期間は願出により返還猶予ができます。

在学証明書を添付してください。

(2) 災害、傷病、経済困難など返還できない事情が生じた場合、割賦金額の減額又は返還猶予を願い出ることができます。

生活保護受給証明書、罹災証明書又は診断書等を添付してください。

【記入上の注意】

- ① 奨学生本人が自筆で記入してください。
- ② 字を消すことができたり、時間の経過により字が消えるボールペン及び朱肉を使用しない印(スタンプ印等)は使用できません。
- ③ 返還猶予する事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。

9 返還の免除

本人が死亡又は心身障害により返還できなくなったときは、第一連帯保証人又は第二連帯保証人に返還していただきますが、この方たちにも返還できない事情がある場合は、願出により返還を免除することがあります。

返還の免除には手続きが必要となりますので、育英会(☎0852-28-1981)まで連絡をしてください。

なお、残額を全額免除する場合と一部だけ免除する場合があります。

【注意】

上記ともに延滞している場合は返還免除の対象になりません。願出時点から審査の結果が出る時点まで延滞していないことが必要です。(延滞をしている場合、延滞を解消することにより願出は可能になります。)

10 返還金一部免除の特例（規程第21条第4項）…定住免除の対象者は、平成14年度から平成28年度に奨学生の決定を受けた人です。

奨学金を返還すべき時期の到来した人が、その時期に島根県内に居住している場合は、その居住した期間に応じて返還額の一部が免除されます。

詳しくは、このたびきの19頁～22頁にある「定住促進のための奨学金返還額の一部免除取扱要綱」を参照してください。

なお、一部免除に該当する人でも、返還誓約書（借用証書）記載の借用金額や返還の条件欄に記載する返還額は、貸与額総額とします。

11 返還金の助成制度（対象年度は平成29年度から平成34年度（令和4年度）まで）

対象となる学校の最終学年に在学し、卒業後の翌年度4月末日までに中山間地域・離島の企業等に就職する人は、奨学金の返還について全部又は一部が助成されます。

詳しくは、このたびきの23頁～28頁にある「島根県奨学金返還助成制度取扱要綱」を参照してください。各募集年度の10月1日から1月31日までに申請し、認定を受けた人が対象です。

育英会のホームページにてびき・申請書等を掲載しています。ダウンロードして使用してください。郵送も可能です。

12 時効更新の効力

奨学生又は連帯保証人のいずれかに時効の更新事由が生じたときは、その時効更新の効力は当該更新事由の生じた者以外の奨学生又は連帯保証人にも及ぶこととします。

II 貸与奨学金返還確認票の確認

1 貸与奨学金返還確認票

奨学金の貸与終了時に「貸与奨学金返還確認票」が交付されます。

〔内容確認等について〕

- ① 借用金額・貸与の状況・返還の条件等を確認してください。疑問があれば、育英会に申し出てください。
- ② 記載事項に変更や追加がある場合は、速やかに育英会へ届け出てください。詳細は、2頁「3 本人・第一連帯保証人・第二連帯保証人の住所・電話番号・勤務先等の変更」を参照してください。
- ③ 表紙の裏にあなたの「貸与奨学金返還確認票」を貼り付け、返還が完了するまで大切に保管してください。

奨学金を返還するために利用する口座振替依頼書の記入例
(3枚とも提出)

資料 1

まず、ゆうちょ銀行を利用するか
他の金融機関を利用するか決める

預(貯)金口座振替依頼書
自動払込利用申込書 (収)

金融機関用

口座振替(自動払込)取扱金融機関 御中
公益財団法人島根県育英会理事長 様

奨学生本人の印

住所は自宅の住所

奨学生番号は正確に

私は、公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程第21条の規定による奨学金の返還を下記口座から預(貯)金振替または自動払込によって支払うこととしたいので、預(貯)金口座振替規定を承諾のうえ依頼します。

印鑑は2枚目、3枚目にも必ず押印すること

奨学生番号	〇〇〇-〇〇〇	氏名	島根太郎	現住所	〒690-0887 松江市殿町1番地
返還口座名義人との関係	①本人 2.その他()		TEL	0852-xx-xxxx	

ー預(貯)金口座振替規定ー

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預(貯)金口座から引落しのうえ支払って下さい。この場合、預(貯)金規定または当座勘定規定にかかわらず、預(貯)金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預(貯)金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり育英会から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預(貯)金口座振替についてかりに紛議が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。
- ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

I 返還する口座について

口座番号を間違えない

★ゆうちょ銀行以外

奨学生本人名義の口座を記入する

育英 (銀行) 信用金庫		育英 (支店)	
金融機関コード	支店コード	①普通 2.当座 3.その他	口座番号
			/ 2 3 X X X X
フリガナ	シマネ タロウ		お届け印
口座名義人	島根太郎		
振替日	20日 金融機関休業日の場合は翌営業日		印
種類	島根奨学金		

金融機関コードが不明なら記入不要

通帳届け出印を間違えない

★ゆうちょ銀行

通帳記号、通帳番号を間違えない

取扱内容(種目コード)	新規(166)・変更(166)・解約(176)		
種別コード	通帳記号	通帳番号(右ゾメで記入)	
30	/ 5 X X X の	0 0 0 / 2 3 X X	
フリガナ	シマネ タロウ		お届け印
口座名義人	島根太郎		
ご住所	〒690-0887 松江市殿町1番地		印
TEL	(0852-xx-xxxx)		
払込日	20日 金融機関休業日の場合は翌営業日	払込開始年 月	2799
住所	記入不要		加入者名 公益財団法人島根県育英会

通帳に書いてある住所

(1) 奨学金「受取用口座」と、この用紙の「返還用口座」は同じでなくてもかまいません。「返還用口座」は下記の金融機関の中から選んでください。「返還用口座」は変更可能です。

ゆうちょ銀行・山陰合同銀行・島根銀行・しまね信用金庫
島根中央信用金庫・日本海信用金庫・西中国信用金庫

(2) 口座振替の手数料は本人負担となっています。消費税を含めて、次のとおりです。
※手数料は変更になる場合があります。育英会のホームページ等で確認してください。

ゆうちょ銀行	33円	島根信用金庫協会	52円
山陰合同銀行	55円	島根銀行	55円

(P 7～P 9をコピーして書類を作成してください。)

※各自が自筆で記入してください。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、時間の経過により字が消えるボールペンは使用できません。

※本人欄の記入は必須です。




※スタンプ印・シャチハタ等は使用できません。

※変更のある欄のみ記入してください。

勤務先（変更）届

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

本人	奨学生番号		印
	氏名		
	勤務先名		
	勤務先電話番号		
第一連帯保証人	氏名		印
	勤務先名		
	勤務先電話番号		
第二連帯保証人	氏名		印
	勤務先名		
	勤務先電話番号		

奨学金返還者異動届

借用金額 円

私は、公益財団法人島根県育英会の奨学生として上記の金額を借用しました。ついては、公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程の規定を守り、「奨学金返還のてびき」記載の取扱にしたがい借用金額を返還することを誓約します。

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

本人	奨学生番号			実印
	住民票に記載の住所	〒 -		
	フリガナ		勤務先名	
	氏名		☎	
	電話番号	(自宅)	(携帯)	
第一連帯保証人	住所	〒 -		実印
	フリガナ		勤務先名	
	氏名		☎	
	電話番号	(自宅)	(携帯)	
	本人との関係			
	生年月日			
第二連帯保証人	住所	〒 -		実印
	フリガナ		勤務先名	
	氏名		☎	
	電話番号	(自宅)	(携帯)	
	本人との関係			
	生年月日			

本人欄の記入は必須

変更のある欄のみ記入してください。それぞれ自署押印してください。

※本人：住所の変更=20歳未満の場合は住民票（認印可）又は印鑑登録証明書（実印）を添付。20歳以上の場合は印鑑登録証明書（実印）を添付。

姓の変更=戸籍抄本又は個人事項証明書を添付。

※連帯保証人：住所の変更=印鑑登録証明書を添付。姓の変更=戸籍抄本又は個人事項証明書を添付。

.....（奨学生本人が20歳未満の場合には記入してください。）.....

親権者 (父) (後見人)	住所	〒 -	☎ (自宅) 携帯	印
	氏名		勤務先名	
親権者 (母)	住所	〒 -	☎ (自宅) 携帯	印
	氏名		勤務先名	

1 異動事項（※の該当箇所を○で囲んでください。）

ア 借用証書記載の（※第一連帯保証人 ・ ※第二連帯保証人 ）を変更する。

イ 借用証書の（※本人 ・ ※第一連帯保証人 ・ ※第二連帯保証人 ・ ※親権者 ）の記載事項に変更が生じた。

2 異動事項の内容（具体的に記入）

3 異動の理由（具体的に記入）

4 時効についての確認事項

奨学生又は連帯保証人のいずれかに時効の更新事由が生じたときは、その時効更新の効力は当該更新事由の生じた者以外の奨学生又は連帯保証人にも及ぶこととします。

奨学金返還猶予願

出身学校名

奨学生番号 島奨第 - 号

氏 名

次のとおり奨学金の返還を猶予していただきたいのでお願いします。

1 猶予の希望期間 年 月 日から
（2年以内） 年 月 日まで

2 猶予を希望する事由（詳細に）

年 月 日

本 人
住 所 〒 -

氏 名 ⑩

第一連帯保証人
住 所 〒 -

氏 名 ⑩

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

- 注) 1 猶予の事由を証明する書類を添付する。
2 出身学校名は、奨学金の貸与を受けていた期間に在学していた学校名を記入する。

Ⅲ 規程等

公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 奨学金の貸与の申請、選考、決定等（第5条～第9条）
- 第3章 奨学金の貸与等及び貸与期間中の報告等（第10条～第18条）
- 第4章 奨学金の返還等及び返還期間中の報告等（第19条～第26条）
- 第5章 奨学金の返還免除及び手続（第27条～第29条）
- 第6章 補則（第30条）
- 附 則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人島根県育英会定款（平成23年4月1日施行）第3条に規定する目的を達成するため、本県出身の優秀な学生等で経済的な理由により修学困難な人に対し、奨学金を貸与するために必要な手続等を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において「奨学金」とは、在学中の経済的負担を軽減するために貸与する金銭をいう。

2 この規程において「奨学生」とは、奨学金の貸与を受けの人をいう。

3 この規程において「学生等」とは、次の各号のいずれかの学校（通信による教育課程及び別科を除く）に在学する本県出身の優れた学生又は生徒であって、修学に耐えることができる心身を有し、かつ、経済的理由により修学が困難である人をいう。

- (1) 大学院
- (2) 大学
- (3) 短期大学
- (4) 高等専門学校（第1学年から第3学年までの学年を除く。）
- (5) 専修学校の専門課程（外国の大学の日本分校を除く。）

4 この規程において「本県出身」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 学生等の住所が島根県内に通算して5年以上ある場合
- (2) 父母又はこれに代わる人の住所が島根県内にある場合
- (3) 前2号に準ずる人として選考委員会において特に認めた場合

5 第3項に定める学生等であっても次の各号のいずれかに該当する人は、この規程に基づく奨学生の対象とはしない。

- (1) 奨学金の貸与を受けようとする期間が2年未満である人
- (2) この規程に定める奨学金の貸与を受けたことがある人
- (3) 同一世帯に属する他の世帯員が現にこの規程に定める奨学金の貸与を受けている場合

(貸与月額及び利息)

第3条 奨学金の貸与月額は、3万円、4万円、5万円、6万円又は7万円のうち、奨学生がいずれかを選択し、理事長が決定した額とする。

2 奨学金は、無利息とする。

(連帯保証人)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする学生等（以下「奨学生志望者」という。）は、連帯保証人2人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、次の各号のとおりとする。

(1) 第一連帯保証人 本人の父母又はこれに代わる独立の生計を営む身元確実な成年者

(2) 第二連帯保証人 当該年度の4月1日における年齢が65歳以下の人で独立の生計を営む身元確実な成年者

3 理事長は、必要があると認める場合は、奨学金の貸与を受けた学生等に対し、連帯保証人の追加又は連帯保証人の変更を求めることができる。

第2章 奨学金の貸与の申請、選考、決定等

(奨学生願書の提出)

第5条 奨学生志望者は、第一連帯保証人と連署の上、別に定める奨学生願書（以下「奨学生願書」という。）を別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する奨学生願書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

(1) 奨学生志望者の属する世帯の全員に係る所得を証する書類（以下「所得証明書」という。）

(2) 個人調査報告書又は学業成績表（以下「調査書等」という。）

3 調査書等は、次の各号の奨学生志望者に応じ当該各号に定める学校等の長が証明したものでなければならない。

(1) 高等学校を卒業した人（卒業見込みの人を含む。） 当該高等学校の長

(2) 第2条第3項に定める学生等である人 当該学校等の長

(3) 高等専門学校第3学年に在学する人又は高等専門学校を卒業した人 当該高等専門学校の長

(4) 専修学校の高等課程を卒業した人（卒業見込みの人を含む。） 当該専修学校の長

(大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験合格者の願書の提出の特例)

第6条 奨学生に採用されることを志望する大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験合格者は、奨学生願書（第一連帯保証人が連署したもの）に所得証明書と大学受験等に必要となる大学入学資格検定合格成績証明書（大学入学資格検定規程第10条第2項に定める検定合格成績証明書をいう。）又は高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書（高等学校卒業程度認定試験規則第10条第2項に定める認定試験合格成績証明書をいう。）を添えて、別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

(奨学生願書の取下届の提出)

第7条 奨学生願書を提出した人（以下「出願者」という。）は、奨学生願書の提出後奨学生の決定通知を受ける日の前日までに、別に定める奨学生願書取下届を理事長に提出することにより、奨学生願書を取下げることができる。

2 出願者は、奨学生願書を提出した日から奨学生の決定通知を受ける日の前日までにおいて、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、奨学生願書取下届を理事長に提出しなければならない。

- (1) 学校に入学しなかったとき。
- (2) 学校の前学年から進級しなかったとき又は前学年までの修得単位数が1学年当たり30単位未満（大学院生にあっては、15単位未満）であったとき。
- (3) 日本学生支援機構の奨学生（給付型を除く）になったとき。ただし、中筋給付特待生は除く。

(奨学生の選考及び決定)

第8条 選考委員会は、出願者のうち、特に優れた学生等で経済的理由により著しく修学が困難である人を選考するものとする。

2 前項の規定により行われる選考は、次の各号の判定に基づくものとする。

- (1) 特に優れた学生等であるかどうかについての総合判定
- (2) 著しく修学が困難であるかどうかについての判定

3 奨学生は、選考委員会の議を経て理事長がこれを決定する。

4 理事長は、前項の規定により奨学生を決定した場合は、出願者に文書で通知するものとする。

(進学届の提出)

第9条 奨学生の決定通知を受けた学生等は、別に定める進学届を理事長に提出しなければならない。

(返還誓約書（借用証書）・預貯金口座振替依頼書等の提出)

第10条 第9条に規定する進学届を提出した学生等は、理事長が指定する期限までに別に定める返還誓約書（借用証書）（第一連帯保証人及び第二連帯保証人と連署、押印したもの。以下「返還誓約書」）並びに別に定める預貯金口座振替依頼書を理事長に提出しなければならない。

2 返還誓約書を提出する場合は、学校の在学証明書、奨学生本人の住民票抄本並びに第一連帯保証人及び第二連帯保証人の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

第3章 奨学金の貸与等及び貸与期間中の報告等

(貸与期間)

第11条 奨学金の貸与期間は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める月（以下「貸与開始月」という。）から在学する学校の最短修業年限の最終月までとする。ただし、大学院生にあつ

ては2年間を限度とする。

- (1) 奨学生決定年度において学校に入学した人 入学した月
- (2) 奨学生決定年度において在学する学校の前学年から進級した人 進級した月

(奨学金の交付)

第12条 奨学金は、2か月分又は4か月分を合わせて交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

2 奨学金の交付は、金融機関に委託して行うものとする。

(貸与額の通知)

第13条 奨学金の貸与月額並びに貸与総額は、毎年度1月以降奨学生本人に送付する貸与額通知書により通知するものとする。ただし、最終貸与年度においては、奨学金の最終送金終了後奨学生本人に送付する貸与奨学金返還確認票により通知するものとする。

(貸与月額の変更)

第14条 奨学金の貸与月額の変更は、別に定める鳥根県育英会奨学金貸与月額変更願（奨学生が未成年者の場合にあっては、その親権者又は後見人が連署、押印することを要し、当該奨学金貸与月額変更願により貸与総額が変更前より増額する場合にあっては、第一連帯保証人及び第二連帯保証人が連署、押印することを要する。）を奨学生が提出することにより行うものとし、当該変更適用月は理事長が別に定めるものとする。

2 前項に規定する奨学金貸与月額変更願を提出する場合は、別に定める必要書類を添付するものとする。

(進級確認、学業成績及び生活状況の報告)

第15条 奨学生は、毎年度、理事長が別に定める期日までに、在学する学校長が証明する進級確認書及び修得単位確認書並びに理事長が別に定める生活状況書を理事長に提出しなければならない。

(奨学生異動届)

第16条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、第一連帯保証人又は第二連帯保証人と連署の上、別に定める奨学生異動届を理事長に提出しなければならない。

- (1) 休学（修得単位に加算される留学を除く。以下同じ。）をするとき又は休学中の人が復学をしたとき。
- (2) 転学をするとき。
- (3) 長期の欠席をするとき。
- (4) 退学をするとき。
- (5) 退学の処分を受けたとき。
- (6) 停学その他の処分を受けたとき。
- (7) 日本学生支援機構奨学生（給付型を除く）になったとき。
- (8) 第一連帯保証人又は第二連帯保証人を死亡その他の事由により変更しようとするとき。

- (9) 本人又は第一連帯保証人若しくは第二連帯保証人の住所その他の事由に変更があったとき。

(貸与の休止又は停止)

第17条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日の属する月の翌月から奨学金の貸与を休止する。

- (1) 進級しなかったとき又は前学年までの修得単位数が1学年当たり30単位未満（大学院生にあっては、15単位未満）であったとき。進級が認められなかった日又は修得単位数の不足が認定された日
- (2) 休学をしたとき。 休学の初日
- (3) 長期の欠席をしたとき。 長期の欠席の初日

2 奨学生が停学その他の処分を受けた場合は、その処分を受けた日の属する月の翌月から奨学金の貸与を停止することがある。

3 理事長は、奨学金の貸与を休止した場合又は奨学金の貸与を停止した場合は、本人にその旨を文書で通知するものとする。

(貸与の復活)

第18条 奨学生が、奨学金の貸与を休止又は停止された場合において、学校長を通じて、これらの事由の消滅を理由として貸与の休止又は停止の解除を願い出たときは、貸与の休止又は停止の時から2年以内に限り、奨学金の貸与を復活させることができる。

2 理事長は、奨学金の貸与を復活させた場合は、本人にその旨を文書で通知するものとする。

(奨学金の辞退及び貸与期間の特例)

第19条 奨学生は、別に定める奨学金辞退届を理事長に提出することにより、奨学金を辞退することができる。

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学金を辞退したものとみなす。ただし、奨学生が第2号及び第3号の事由に該当する場合で選考委員会の議を経て理事長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 中途退学したとき。 中途退学した日
- (2) 転学したとき。 転学した日
- (3) 日本学生支援機構奨学生（給付型を除く）になったとき。（但し、中筋給付特待生は除く）日本学生支援機構の奨学生に決定された日

3 奨学金の辞退があった場合（辞退したものとみなされた場合を含む。）における奨学金の貸与期間は、貸与開始月から奨学金辞退届を提出した日又は奨学金を辞退したものとみなされた日の属する月までとする。

(奨学金貸与の取消し及び貸与期間の特例)

第20条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学金の貸与を取り消す。

- (1) 退学の処分を受けたとき。 処分を受けた日
 - (2) 奨学金の貸与を休止又は停止された時から2年を経過したとき。 2年を経過した日
 - (3) 死亡したとき。 死亡した日
- 2 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学金の貸与を取り消すことがある。
- (1) 奨学生願書に虚偽の事項を記入又は記入しなければならない事項を故意に記入しなかったことにより、奨学生に決定されたことが判明したとき。 判明した日
 - (2) 第16条第1号から第3号まで及び第7号から第9号までに定める事由のいずれかに該当する場合において、奨学生異動届を提出せず、不正に奨学金の貸与を受けたことが判明したとき。 判明した日
 - (3) 傷病などにより修学の見込みがないと理事長が認めたとき。 認めた日
 - (4) 学業成績の不振、性行の不良、責務の不履行などにより、奨学生としてふさわしくないと理事長が認めたとき。 認めた日
 - (5) 奨学金の貸与を必要としなくなったと理事長が認めたとき。 認めた日
- 3 奨学金の貸与の取消しをした場合は、本人にその旨を文書で通知する。
- 4 奨学金の貸与を取消した場合における奨学金の貸与期間は、貸与開始月から奨学金の貸与を取消した日の属する月までとする。

第4章 奨学金の返還等及び返還期間中の報告等

(奨学金の返還)

- 第21条 奨学金を返還しようとする人（以下「奨学金返還者」という。）は、奨学金の貸与期間が終了した月の翌月から起算して6月を経過した月から、奨学金の貸与を受けた月数（奨学金の貸与を休止又は停止された月数を除く。）の3倍に相当する期間内に、貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。
- 2 奨学金の返還は、次の各号の方法によらなければならない。
 - (1) 年賦、半年賦、月賦その他割賦
 - (2) 別に定める金融機関の口座振替
 - 3 割賦の方法で奨学金を返還する場合の割賦金の額は、理事長が別に定める。
 - 4 奨学金返還者が高根県内に居住したときは、理事長が別に定めるところにより、返還すべき奨学金の一部を免除することができる。
 - 5 奨学金返還者が高根県奨学金返還助成制度の対象者となったときは、理事長が別に定めるところにより、返還すべき奨学金の全部又は一部を免除することができる。
 - 6 奨学金返還者の申し出により理事長が必要と認めるものについては、別の返還期間及び返還方法を指示することができる。

(奨学金の全部返還)

- 第22条 奨学金返還者が支払能力を有しているにもかかわらず、割賦金の額の返還を著しく怠ったと理事長が認める場合は、理事長が指定する期日までに返還未済額の全部を返還するよう文書で請求することができる。

(奨学金の繰上げ返還)

第23条 奨学金返還者は、いつでも、貸与を受けた奨学金を繰り上げて返還することができる。

(奨学金の返還猶予)

第24条 奨学金返還者が次の各号の事由により貸与を受けた奨学金の返還猶予を希望する場合は、別に定める奨学金返還猶予願にその事由を証する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第3項各号に定める学校に入学したとき。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者となったとき。
- (3) 災害又は傷病により奨学金の返還が著しく困難になったとき。
- (4) そのほか、止むを得ない事由により奨学金の返還が著しく困難になったとき。

2 理事長は、奨学金の返還を猶予する必要があると認めたときは、2年以内の期間（奨学金返還者が前項第1号の事由に該当する場合で理事長が認めたときにあつては、理事長が認める期間）を限度として返還の猶予をすることができる。

3 理事長は、前項の規定により奨学金の返還猶予をした場合は、本人にその旨を文書で通知する。

4 理事長は、第1項に定める事由により奨学金の返還の猶予をしている期間中に特に必要があると認める場合は、その事由を証する書類を提出させることができる。

(割賦金に係る延滞金)

第25条 奨学金返還者が割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴するものとする。ただし、割賦金が返還期日から起算して1月を経過する日（当該期日が金融機関の休業日である場合において、その翌営業日を期限とするものを含む。）までに返還され、かつ、当該割賦金の延滞が発生した時点において、当該割賦金に係る奨学金の他の割賦金の返還を延滞していない場合にあつては、この限りではない。

2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦金の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（365日当たり）5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、奨学金返還者が割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他真にやむを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することができる。

(返還金の充当)

第26条 奨学金返還者から返還金の支払があつた場合は、次の各号により、当該返還金を割賦金に充当する。

- (1) 返還期日の到来している割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来している割賦金から充当する。
- (2) 返還期日の到来している割賦金については、返還期日の早く到来したものから充当する。
- (3) 返還期日の到来していない割賦金については、返還期日の早く到来するものから充当する。

(奨学金返還者の異動届)

第27条 奨学金返還者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、別に定める異動届を理事長に提出しなければならない。この場合においては、第10条第2項に準ずる書類を添付しなければならない。

- (1) 第一連帯保証人又は第二連帯保証人の死亡その他の事由により、当該第一連帯保証人又は当該第二連帯保証人を変更しようとするとき。
- (2) 本人、第一連帯保証人又は第二連帯保証人の住所その他の事項に変更があったとき。

(死亡届の提出)

第28条 現に奨学生である人又は奨学金返還者が死亡した場合は、相続人又は第一連帯保証人若しくは第二連帯保証人は、直ちに、別に定める死亡届に死亡事実が記載された証明書等を添付して理事長に提出しなければならない。

第5章 奨学金の返還免除及び手続

(返還免除)

第29条 理事長は、現に奨学生である人又は奨学金返還者が死亡又は心身の障害により奨学金の返還ができなくなった場合において、相続人、第一連帯保証人又は第二連帯保証人の何れにも返還能力がないと認めるときは、当該奨学生又は当該奨学金返還者が貸与を受けた奨学金の返還未済額の全額又は一部の額の返還を免除することができる。

(返還免除の手続)

第30条 奨学生であった人又は相続人、第一連帯保証人若しくは第二連帯保証人が奨学金の返還免除を受けようとする場合は、第一連帯保証人又は第二連帯保証人と連署の上、別に定める奨学金返還免除願を理事長に提出しなければならない。

2 奨学金返還免除願には、次の各号による書類を添付しなければならない。

- (1) 死亡によるときは、個人事項証明書その他公的な証明書
- (2) 心身の障害によるときは、当該障害の事実及び程度を証する医師等の診断書並びに返還できなくなった事情を証する書類

(返還免除の決定)

第31条 奨学金返還免除願の提出があった場合は、理事会がこれを審査のうえ返還免除を行うかどうかの決定をするものとする。

2 理事長は、前項の決定があった場合は、奨学金返還免除願を提出した人に文書で通知するものとする。

第6章 補 則

(実施細目)

第32条 この規程の実施に関し必要な事項及び各種様式は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度決定に係る奨学生から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度決定に係る奨学生から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(既貸与者の取扱)

- 1 平成29年3月31日までに貸与を開始した奨学生は、理事長が別に定める期日までに返還誓約書（借用証書）を提出しなければならない。平成29年3月31日までに貸与が終了した人の中で、返還誓約書（借用証書）未提出の人については従前の例によるものとする。
- 2 返還誓約書に添付する書類については、第10条第2項に準ずるものとする。

様式1（規程第5条関係）	島根県育英会奨学生願書	省略
様式2（規程第7条関係）	奨学生願書取下届	省略
様式3（規程第9条関係）	進学届	省略
様式4（規程第10条関係）	返還誓約書（借用証書）	省略
様式5（規程第10条関係）	預（貯）金口座振替依頼書	省略
様式6（規程第14条関係）	島根県育英会奨学金貸与月額変更願	省略
様式7（規程第15条関係）	進級確認について	省略
様式8（規程第15条関係）	生活状況書	省略
様式9（規程第16条関係）	奨学生異動届	省略
様式10（規程第16条関係）	保証人変更届	省略
様式11（規程第18条関係）	島根県育英会奨学金貸与復活願	省略
様式12（規程第19条関係）	奨学金辞退届	省略
様式15（規程第28条関係）	死亡届	省略
様式16（規程第30条関係）	奨学金返還免除願	省略

定住促進のための奨学金返還額の一部免除取扱要綱

(趣旨)

第1条 ふるさと定住を促進するため、公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程第21条第4項に規定する奨学金の返還の一部免除（以下「定住免除」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定住免除の対象者)

第2条 定住免除の対象となる人は、平成14年度から平成28年度までの期間に奨学生の決定を受け、貸与された奨学金を返還すべき時期が到来した人（以下「奨学金返還者」という。）とする。

(定住免除の内容)

第3条 奨学金返還者が、奨学金を返還すべき時期に島根県内に居住したときは、その居住した期間に応じて奨学金の返還の一部を免除する。

(定住免除の要件等)

第4条 定住免除の要件等については、次のとおりとする。

(1) 定住免除の要件

ア 奨学金返還者が島根県内に居住していること。

イ 奨学金返還者が返還すべき割賦金の額を滞納していないこと。

(2) 定住免除の額

奨学生として貸与を受けた奨学金貸与の月額にかかわらず、奨学金の貸与月額3万円を基礎貸与月額として定住免除の対象とし、基礎貸与月額3万円に対応する返還額の1/2を奨学金返還者が島根県内に居住した期間に応じて、本来の返還額から一部免除するものとする。

(定住免除の申請)

第5条 定住免除を受けようとする奨学金返還者は、定住免除申請書（様式1）に住民票抄本を添えて公益財団法人島根県育英会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとし、理事長はその結果を申請者に通知する。

(定住免除対象期間)

第6条 定住免除の対象となる期間は、定住免除を決定した日の属する月の翌月から定住免除の要件に該当しなくなった日の属する月の翌月までとする。

(定住免除の方法)

第7条 定住免除に決定した人の奨学金の返還は、金融機関の口座振替時に割賦による本来の返還額から免除額を差し引いて行うものとする。

(定住免除継続の確認)

第8条 定住免除の対象期間中は、毎年5月と11月に住民票抄本等を理事長に提出しなければならない。

2 住民票抄本等の提出がない場合は、定住免除の要件に該当しなくなったものとみなして定住免除を停止することができる。

(定住免除要件に該当しなくなった人の届出)

第9条 定住免除の決定を受けた人が島根県外への転出等により定住免除の要件に該当しなくなる場合は、あらかじめ定住免除要件喪失届（様式2）を理事長に提出しなければならない。

(虚偽の申請等の場合の措置)

第10条 理事長は、次のいずれかに該当する場合は、理事長が指定する期日までに定住免除を受けた金額及び奨学金返還未済額の全額を一括返還するよう文書で請求することができる。

- (1) 定住免除の要件に該当しないにもかかわらず定住免除の虚偽の申請をし、定住免除を受けていたことが判明したとき。
- (2) 定住免除の要件に該当しなくなったにもかかわらず、故意に定住免除を継続して受けていることが判明したとき。

(実施細目)

第11条 この要綱の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年2月10日から施行し、平成14年度決定に係る奨学生から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月9日から施行し、平成24年度決定に係る奨学生から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式1 (第5条関係)

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

申請者
住 所 〒

奨学生番号 島奨第 -号

氏 名 印

定 住 免 除 申 請 書

公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程第21条第4項の規定により、貸与を受けた奨学金の一部について返還免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

① 貸与を受けた 奨学金の総額	円	② 最 終 の 貸 与 年 月	年 月
③ 返還開始(予定) 年 月	年 月	④ 返 還 終 了 予 定 年 月	年 月
⑤ 返還計画の 内 訳	円× 回 円× 回	⑥ 申請時までの 返還済額	円
⑦ 島根県内の居住地 〒	⑧ 居住地の電話番号		
⑨ 勤務先があれば記入(自営を含む) 勤務先等の所在地 〒	⑩ 会社等の名称	⑪ 会社等の電話番号	
⑫ 島根県内に居住 を始めた年月日	年 月 日	⑬ 卒業した大学等名	卒業年月日 年 月 日

注) 申請書には次の書類を添付すること。

- 1 学校を卒業したことのわかる書類(卒業証書の写し、卒業証明書等)。
- 2 申請者の住民票の抄本。

様式2 (第9条関係)

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

届出者
住 所 〒

奨学生番号 島奨第 -号

氏 名 印

定 住 免 除 要 件 喪 失 届

貸与を受けた奨学金の一部について返還免除を受けていましたが、下記のとおり定住免除の要件に該当しないこととなるので届け出ます。

記

- 1 島根県外へ転出する年月日 (定住免除要件に該当しないこととなる日)

年 月 日

- 2 島根県外へ転出する理由 (可能であれば記入する)
(定住免除要件に該当しないこととなる理由)

- 3 島根県外へ転出後の住所 (決まっていれば記入する)

〒	電話番号

注 公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程第27条の規定により、奨学金返還者等の住所その他の事項に変更があった場合は、直ちに「奨学金返還者異動届」を提出しなければならないこととなっているので、転出後の住所が未定の場合でも事務局に早急に連絡すること。

島根県奨学金返還助成制度取扱要綱

(中山間地域・離島での資格取得促進事業)

(趣旨)

第1条 中山間地域・離島の生活基盤を支える人材の確保と産業・企業の維持を図るために、公益財団法人島根県育英会の各貸与規程に規定する島根県奨学金返還助成制度（以下「返還助成制度」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程又は高等課程）、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）をいう。
- (2) 奨学金等 公益財団法人島根県育英会奨学金、就学資金又は高等学校等奨学資金及び独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金をいう。
- (3) 中山間地域・離島 島根県内の次に掲げる地域をいう。
 - ア 島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）第2条に規定する中山間地域（平成28年10月14日時点で該当する地域を含む。）
 - イ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策実施地域として指定された地域
 - ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域

(助成対象者の要件)

第3条 返還助成制度により奨学金の返還額の全部又は一部の助成の対象となる人（以下「助成対象者」という。）は、次の(1)から(2)のいずれかの要件（以下「助成要件」という。）に該当する人とする。

- (1) 各募集開始年度の4月1日時点で、大学等の最終学年に在学する人のうち、次のアからウの要件をすべて満たす人
 - ア 各募集開始年度の10月1日時点で、奨学金等の貸与を現に受けている人又は過去に受けたことのある人
 - イ 大学等を卒業し、卒業の翌年度4月末日までに島根県内の中山間地域・離島に所在する事業所等（事業所等を置く企業等は、個人事業主を含み、国又は地方公共団体を除く。）に就業予定の人
 - ウ 別に定める国家資格等を、就業後の実務経験を経て取得予定の人又は在学中に取得した人
- (2) 大学等の既卒者のうち、次のアからウの要件をすべて満たす人
 - ア 在学中に奨学金等の貸与を現に受けていた人であり、返還残高がありかつ滞納額がない人

イ 申請日時時点で県外在住であり、各募集開始年度の翌年度の4月末日までに島根県内の中山間地域・離島に所在する事業所等（事業所等を置く企業等は、個人事業主を含み、国又は地方公共団体を除く。）に就業予定の人

ウ 別に定める国家資格等を、就業後の実務経験を経て取得予定の人又は取得した人

（助成額及び期間）

第4条 助成対象者が貸与を受けた奨学金等のうち次の各号のいずれか1校（以下「対象校」という。）に係る返還総額（利息を含み、延滞金、返還免除額及び返還済額を含まない。）を助成の対象とし、対象校の最短修業年限に応じて別表に定める助成額の上限を返還総額が超える場合は、助成額上限を助成対象額とする。

(1) 高等学校、専修学校高等課程又は高等専門学校（1～3年生）

(2) 大学（短期大学を含み、6年生学科を除く。）、高等専門学校（4,5年生及び専攻科）又は専修学校専門課程

(3) 大学（6年生学科に限る）又は大学院

2 助成の対象となる期間は、奨学金等の実際の返還期間にかかわらず、対象校に応じて別表の助成期間のとおりとする。

3 助成期間は奨学金等の返還を開始した月から起算する。ただし、返還を開始している場合は、認定年度の4月から起算するものとする。

4 助成額は月単位で算定し、助成対象額を助成期間月数で除した額（100円未満の端数が生じる場合は切り上げ、残額が生じなくなった場合は第2項にかかわらず助成期間が終了したものとして扱う。）を助成月額とする。

（返還助成制度の申請）

第5条 島根県奨学金返還助成制度の助成金（以下、「助成金」という。）交付を受けようとする人（以下「申請者」という。）は、奨学金等の貸与を受けた大学等に応じて次に掲げる各募集開始年度の10月1日から1月31日（土曜日又は日曜日に当たるときはその前日又は前々日。）までの一次募集期間、2月1日から翌年度の6月30日（土曜日又は日曜日に当たるときはその前日又は前々日。）までの二次募集期間に、島根県奨学金返還助成制度認定申請書（様式1）（以下「認定申請書」という。）を理事長に提出しなければならない。ただし、二次募集期間以降は、申請者が募集枠に達した段階で募集を終了する。

(1) 高等学校又は専修学校高等課程の場合 平成29年度から令和3年度まで

(2) 大学（短期大学を含み、6年生学科を除く。）、高等専門学校又は専修学校専門課程の場合 平成29年度から令和4年度まで

(3) 大学（6年生学科に限る。）又は大学院の場合 平成29年度から令和6年度まで

2 前項の規定により提出する認定申請書には、申請者は(1)から(2)のいずれかの書類を添付しなければならない。

(1) 各募集開始年度の4月1日時点で、大学等の最終学年に在学する人

ア 在学校の卒業見込証明書の写し又は卒業証明書の写し

イ 就業企業等の内定通知書の写し又は健康保険証の写し

- ウ 申請者本人の住民票抄本の写し(独立行政法人日本学生支援機構の奨学金利用者のみ)
 - エ 貸与額通知書(直近分)の写し又は返還総額のわかる書類等(独立行政法人日本学生支援機構の奨学金利用者のみ)
 - オ 合格証の写し又は資格者証の写し(在学中に資格取得した人のみ)
- (2) 大学等の既卒の人
- ア 卒業証明書の写し
 - イ 就職企業等の内定通知書の写し又は健康保険証の写し
 - ウ 申請者本人の住民票抄本の写し(独立行政法人日本学生支援機構の奨学金利用者のみ)
 - エ 貸与額通知書(直近分)の写し又は返還総額のわかる書類等かつ申請日時点での返還残高のわかる資料(独立行政法人日本学生支援機構の奨学金利用者のみ)
 - オ 合格証の写し又は資格者証の写し

(助成対象者の審査、選考及び内定)

第6条 助成対象者の審査及び選考は、前条の規定に基づき提出された書類をもとに、島根県にて行い、審査及び選考の結果が島根県から通知され次第、理事長は、助成対象者を内定し、各申請者に内定の可否を通知するものとする。

2 前項により返還助成制度の対象者として内定した人(以下、「内定者」という。)は、申請翌年度の8月中に、次のいずれかの各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 各募集開始年度の4月1日時点で、大学等の最終学年に在学する人

- ア 現況(異動)報告書(様式2)
- イ 卒業証明書の写し
- ウ 健康保険証の写し
- エ 貸与奨学金返還確認票の写し(助成対象奨学金が(独)日本学生支援機構の人のみ)

(2) 大学等の既卒の人

- ア 現況(異動)報告書(様式2)
- イ 健康保険証の写し
- ウ 認定年度の4月1日時点の返還残高のわかる書類(助成対象奨学金が(独)日本学生支援機構の人のみ)

3 第1項により内定者として通知を受けた人であっても次の各号に該当する場合は、内定を取り消すものとする。

- (1) 申請時に提出された書類等に虚偽の記載、内容が確認されたとき
- (2) 前項各号に掲げる書類の提出がないとき
- (3) 前項各号に掲げる書類を確認した結果、助成要件を満たしていないことが判明したとき
- (4) その他、事業の目的に照らして助成対象者としてふさわしくないと認められるとき

(助成対象者の認定)

第7条 理事長は、前項により提出された書類をもとに助成要件をすべて満たしていることを確認した後、助成対象者として認定し、内定者に認定の可否を通知する。

(現況報告書の提出)

第8条 前条により助成対象者として認定された人は、次の各号に定めるとおり、現況（異動）報告書（様式2）（以下、「現況報告書」という。）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 公益財団法人島根県育英会奨学金、就学資金又は高等学校等奨学資金助成対象者として認定された年度（以下、「認定初年度」という。）の翌年度から助成が終了するまで毎年度5月と11月
 - (2) 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金認定初年度の翌年度から助成が終了するまで毎年度5月
- 2 助成対象者は、前項に規定する現況報告書記載事項である資格取得状況について、取得済として現況報告書を提出する場合、合格証又は資格者証の写し等取得を証する書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定に関わらず、第2条第3号に規定する就業先の事業所等の所在地について転勤、離職等により変更が生じた場合は、その都度、遅滞なく現況報告書を提出するものとする。

(助成要件の確認、助成金の支給)

第9条 前条により提出された現況報告書等をもとに助成要件を満たしている助成対象者に対してのみ、第4条第4項により算定した助成額を支給する。

- 2 助成金の支給方法については、次の各号のとおりとする。
- (1) 助成対象奨学金が公益財団法人島根県育英会の奨学金等については、返還額と助成額を相殺することを原則とする。ただし、返還期間と助成期間が一致しない場合を踏まえ、当該年度の返還を確認した後、当該年度分の助成金を翌年度に一括して支給することができるものとする。
 - (2) 助成対象奨学金が独立行政法人日本学生支援機構の奨学金については、認定初年度の翌年度以降毎年度4月に、奨学金返還報告書（様式3）（以下「返還報告書」という。）を理事長に提出しなければならない。助成対象者から提出された前年度の返還額を確認した後、前年度の返還額に該当する助成金を当年度に一括して支給する。
- 3 前項第2号に規定する返還報告書を提出する場合は、独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金返還証明書を添付しなければならない。

(支給停止及び再開)

第10条 助成対象者が転勤、離職等の事由により、本助成制度の助成要件を満たさなくなった場合は、助成要件を満たさない事由が発生した日の属する月の翌月まで助成金の支給を行い、翌々月から支給を停止する。ただし、転勤、再就職など助成要件を再び満たすこととなった場合は、現況報告書等を提出することにより、助成期間中に限り、その報告があった日の属する月の翌月から助成金の支給を再開することができる。

- 2 第3条第1号又は第2号に規定する国家資格等の取得状況については、前項の規定にかかわらず年度単位で判定することとし、実務経験期間満了予定日が属する年度の翌年度まで資格取得の猶予期間として、資格取得結果を問わず助成要件を満たしているものとして扱う。猶予期間満了後は、各年度の初日に国家資格等が未取得の場合は、その年度の助成金の支給

を停止する。ただし、国家資格等の再受験による合格等により助成要件を再び満たすこととなった場合は、現況報告書等を提出することにより、助成期間中に限り、その報告があった日の属する年度の翌年度から助成金の支給を再開することができる。

(国家資格等の変更)

第11条 助成対象者が、やむを得ず取得予定の国家資格等の変更を希望する場合は、島根県奨学金返還助成制度国家資格等変更申請書（様式4）（以下、「変更申請書」という。）に必要書類を添付した上、理事長に提出するものとする。

2 前項に規定する変更申請書が提出された場合、理事長は、変更が止むを得ないと認められる場合に限り、島根県に変更の可否について審査を依頼する。

3 理事長は、前項の審査の結果、変更を可とする通知を受けた助成対象者について、国家資格等の変更を承認するものとする。

4 前項の承認を受けた助成対象者の資格取得に係る猶予期間等の取扱は、次の各号のとおりとする。

(1) 資格取得の猶予期間の起算日は、変更前の起算日とする。

(2) 実務経験期間満了予定日は、変更により実務経験期間が短縮又は延長した場合は変更前との差の期間分を繰上げ又は延期した上で、猶予期間を再設定する。ただし、この変更承認以前に猶予期間が満了していたこととなる場合の繰上げによる再設定は行わない。

(認定の取り消し)

第12条 助成対象者が次の各号に該当する場合は、返還助成制度の認定を取り消すものとする。

(1) 助成対象者から島根県奨学金返還助成制度対象者認定取消申請書（様式5）により、認定取り消し申請があった場合

(2) 助成対象者が次のいずれかに該当する場合

ア 現況報告書の提出がないとき

イ 返還すべき奨学金等を滞納しているとき

ウ 助成対象者から提出のあった書類等に虚偽の記載があり、助成要件を満たしていないことが判明したとき

エ その他、事業の目的に照らして助成対象者としてふさわしくないと補助事業者が認めるとき

2 理事長は、前条による認定の取り消しを行った人のうち、助成要件を満たさず助成金を受給した人に対し、助成要件を満たさず支給した助成金の全額を一括返還するよう文書で請求することができる。

(その他)

第13条 理事長は、この取扱要綱に定めるもののほか、必要事項については別に定めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対 象 校 (奨学金等の貸与を受けた学校)	最短修業年限	助成上限額	助成期間 (年数・月数)	助成上限月額 (端数処理後)
高等学校、専修学校高等課程 又は高等専門学校（1～3年生）	1年	288,000円	9年間・108か月	2,700円
	2年	576,000円		5,400円
	3年	864,000円		8,000円
大学（短期大学を含む、6年生学科を除く。）、高等専門学校（4、5年生及び専攻科） 又は専修学校専門課程	1年	720,000円	12年間・144か月	5,000円
	2年	1,440,000円		10,000円
	3年	2,160,000円		15,000円
	4年以上	2,880,000円		20,000円
大学（6年生学科に限る。） 又は大学院	1年	720,000円	12年間・144か月	5,000円
	2年	1,440,000円		10,000円
	3年	2,160,000円		15,000円
	4年以上	2,880,000円		20,000円

返
還
の
明
細
貼
付